

# 鶴岡市新型インフルエンザ等対策行動計画 作成の経過及び計画の概要について

## 1. 作成の経過

◎平成21年

新型インフルエンザ（A/H1N1）が世界的に流行、我が国では推計約2千万人がり患し、約1万8千人が入院。

◎平成24年5月11日

新型インフルエンザ等対策特別措置法（特措法）公布。

◎平成25年4月13日

特措法施行。

◎平成25年6月7日

新型インフルエンザ等対策政府行動計画作成（閣議決定）。

◎平成25年6月28日

鶴岡市新型インフルエンザ等対策本部条例制定、施行。

◎平成25年12月

山形県新型インフルエンザ等対策行動計画作成。

◎平成26年4月30日

本計画（素案）を作成。

◎平成26年5月1日～12日

鶴岡市予防接種対策委員会の委員である医師6名を学識経験者に選任し、本計画（素案）について意見を徴取。大きく修正を求める意見は無かった。

◎平成26年5月9日～15日

本計画（素案）について庁内関係部署と調整し、本計画（案）を作成。

◎平成26年5月23日～6月12日

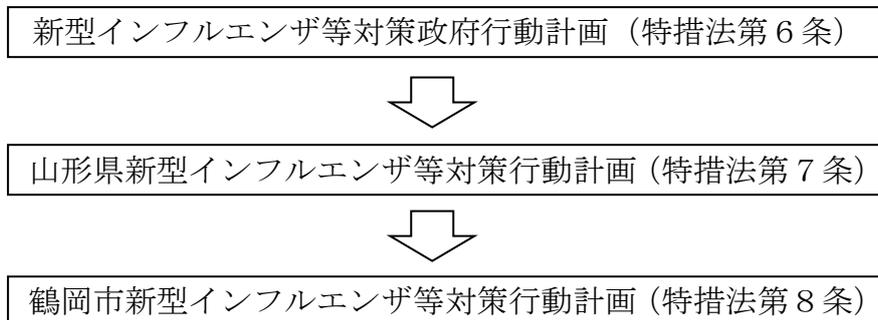
本計画（案）についてパブリックコメントを実施。意見は提出されなかった。

◎平成26年6月17日

本計画作成（完成）。

## 2. 計画の概要

### (1) 計画の体系



※本計画は、特措法の規定により、上位計画に基づき策定している。

※計画期間は設定せず、上位計画等に変更が生じた際に改定する。

### (2) 対象とする感染症

◎感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）

○第6条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症

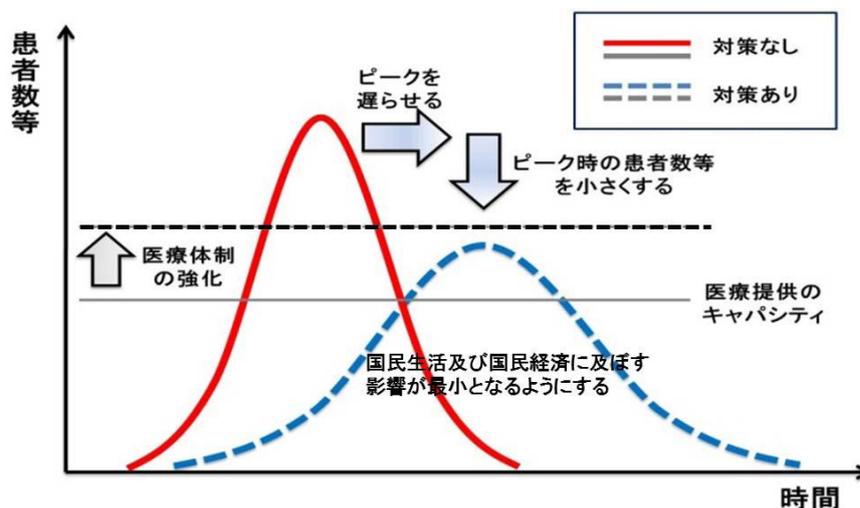
○第6条第9項に規定する新感染症で、その感染力の強さなどから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きなもの

### (3) 対策の目的（基本的な戦略）

◎感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

◎市民の生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

＝対策の概念図（政府行動計画より）＝



#### (4) 本編の構成

##### ①はじめに

○本計画の作成に至る背景及び経過を記載

##### ②第1章：総論

○第1節に、市の責務、本計画の位置づけ及び構成、対象とする感染症を記載

○第2節に、対策に関する基本方針（基本的考え方、対策実施上の留意点、被害想定、危機管理体制、対策の主要項目、発生段階の設定、等）を記載

※発生段階：

未発生期、海外発生期、国内発生早期、国内感染期、小康期

※対策の主要項目：

実施体制、情報収集・提供・共有、予防・まん延防止、予防接種、医療等、  
市民生活・地域経済の安定の確保

##### ③第2章：発生段階別の対応

○発生段階別に第1節から第5節とし、各段階における主要項目別の対策の内容を記載（一覧表を次ページに掲載）

##### ④参考資料

○特定接種（特措法の規定に基づき、医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業者に行う予防接種。市民を対象とする予防接種よりも先に行われる）の対象となる業務及び職種、住民接種の接種順位、鳥インフルエンザに関することを記載

#### (5) 市民に直接関係する主な対策

◎情報提供（平時の予防対策を含む）及び相談窓口の設置

◎予防接種の実施

◎要援護者への生活支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送、等）

◎水の安定供給

※新型インフルエンザ等が国内で発生した場合、政府が特措法に基づく緊急事態宣言を行った区域に本市が含まれるか否かによって、対策が異なる。

## 発生段階別の対応

発生段階	未発生期	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
発生段階	新型インフルエンザ等が発生していない状態	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	国内で新型インフルエンザ等が発生し、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	国内で新型インフルエンザ等が発生し、患者の接触歴を疫学調査で追えなくなった状態	新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 本計画の作成及び改正</li> <li>* 庁内の体制整備</li> <li>* 国・県・他市町村等との連携強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 必要に応じて対策会議設置</li> <li>* 対策本部設置準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 対策会議設置</li> <li>* 特措法に基づかない対策本部の設置</li> </ul>		
<ul style="list-style-type: none"> <li>* 特措法に基づく対策本部の設置 (緊急事態宣言が解除されたら廃止)</li> </ul>					
情報提供・収集・共有	* 継続的な情報収集及び提供、特に情報提供は発生段階に応じて手法を拡大				
	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 緊急時情報共有・連携体制の整備</li> <li>* 専用の相談窓口の設置準備</li> </ul>	* 専用の相談窓口の設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用の相談窓口の体制を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 専用の相談窓口の体制を縮小</li> </ul>
まん防延・防止	* 市民・学校・事業者等への基本的な感染症対策の普及 (発生段階に応じて対策を強化)				
			* 疫学調査への協力		
予防接種	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 特定接種対象事業者登録への協力</li> <li>* 特定接種及び住民接種の実施体制の整備</li> </ul>	* 特定接種の実施			
		<ul style="list-style-type: none"> <li>* 住民接種の具体的実施体制の準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 特措法に基づかない住民接種（住民に接種を受ける努力義務なし）の実施</li> <li>☆特措法に基づく住民接種（住民に接種を受ける努力義務あり）の実施</li> </ul>		
医療等	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 県が行う、発生に備えた地域医療体制の整備への協力</li> </ul>	* 県の要請に応じ、県が実施する対策に協力			
市民生活の確保・地域経済	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 要援護者への生活支援の準備</li> <li>* 火葬能力等の把握</li> <li>* 物資や資材の備蓄</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>* 県の要請に応じ、遺体の一時的安置施設等を準備</li> </ul>	* 患者等の要請に対応した、要援護者の生活支援		
			<ul style="list-style-type: none"> <li>* 国の要請に応じ、遺体の一時的安置施設等を準備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆国の要請に基づく、積極的な要援護者の生活支援</li> </ul>	
				☆埋葬・火葬の特例措置	
			<ul style="list-style-type: none"> <li>☆水の安定供給に関する措置</li> <li>☆生活関連物資等の価格の安定等に関する措置</li> </ul>		

注：「\*」… 政府が緊急事態宣言をしていない時の対策 「☆」… 政府が緊急事態宣言をした時の対策